

会 議 名 (審議会等名)		令和6年度第5回 川西市子ども・若者未来会議		
事 務 局 (担 当 課)		こども未来部こども政策課		
開 催 日 時		令和7年3月21日(金) 17時～19時		
開 催 場 所		ハイブリッド会議 市役所4階庁議室(Zoom併用)		
出席者	委 員	(会長) 農野会長 (委員) 久保田委員、濱添委員、藏原委員、谷部委員、藤井委員、岡委員、丸野委員、高田委員、喜田委員、小野委員、水家委員、藤井委員		
	事務局	こども未来部長 岡本 敬子 こども未来部副部長 増田 善則 こども未来部こども政策課長 柳本 一志 こども未来部こども政策課 中村 陵、窪田 裕一、坂本 拓麻 こども未来部副部長兼こども若者相談センター所長 木山 道夫 こども未来部こども支援課長 鈴木 学 教育推進部長 中西 哲 教育推進部 理事(教育保育・インクルーシブ推進担当) 下内 卓夫 入園所相談課長 橋川 貴夫 入園所相談課留守家庭児童育成クラブ担当課長 川本 圭亮 教育保育課長 三石 基文 教育保育課 課長補佐 小林 文恵		
傍聴の可否		可	傍聴者数	3人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由				
会 議 次 第		1. 開会 2. 議事 (1) 報告事項 ①(仮称)川西市子ども・若者参加条例(案)要綱及び第2期子ども・若者未来計画(案)に係るパブリックコメント意見とその検討結果などについて ②こども誰でも通園制度の制度化、本格実施について (2) 協議事項 ③令和7年度 就学前教育・保育施設の利用定員について ④北部地域のまちづくりにおける就学前教育保育施設の整備について 3. その他 4. 閉会		

審 議 経 過（要 旨）

1. 開会

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまより、令和6年度第5回川西市子ども・若者未来会議を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。

本日は、庁議室を利用したハイブリット会議で開催いたします。傍聴についても会場とZoomの2パターンが可能です。受信に関するトラブル等が発生する可能性もありますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

開会に先立ち、通信確認を行います。会議開始前に、映像および音声によるご本人確認と、会場と委員相互で映像および音声の送受信が適正に行われていることの確認ができていることを、ご報告いたします。

（会長）

ありがとうございました。ただいまのご報告について、承認させていただきます。

（事務局）

本日は、玉木副会長、森友委員、山本委員より欠席のご連絡を受けております。遅れて来られる委員もおられますが、条例により会議が成立していることを報告いたします。

〈配付資料の確認〉

当会議では、議事録の作成を迅速かつ正確に行うために、録音をさせていただきます。ご了承ください。以降の会議の進行は、会長にお願いいたします。

2. 議事

（会長）

本日は19時を終了予定時刻としております。円滑な会議の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

＜報告事項＞

- ① （仮称）川西市子ども・若者参加条例（案）要綱及び第2期子ども・若者未来計画（案）に係るパブリックコメント意見とその検討結果などについて

（会長）

第5回（仮称）川西市子ども・若者参加条例（案）要綱及び第2期子ども・若者未来計画（案）に係るパブリックコメント意見とその検討結果などについて、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

（仮称）川西市子ども・若者参加条例（案）要綱に関して、パブリックコメントを令和6年12月6日から令和7年1月10日まで実施しました。その結果、55名から62件のご意見をいただきました。パブリックコメントおよび協議会からいただいたご意見に対し、市検討結果等を資料のようにまとめておりま

す。

資料１－１は、62件のパブリックコメントに対する市の検討結果を記載しております。なお、ご意見の中には、内容が第２期こども・若者未来計画に該当するものがありましたので、これらのご意見については、後ほどご説明する第２期こども・若者未来計画（案）へのご意見として取り扱います。また、ご意見を整理するにあたり、29歳までのこども・若者のご意見と、30歳以上のご意見が区別できるように、区分欄を設けています。具体的には、１番から48番まではこども・若者のご意見で、49番から62番までは30歳以上の方からのご意見です。

資料１－２は、市議会からいただいたご意見とそれに対する市の検討結果をまとめたものです。

資料１－３は修正対比表です。主に市議会からいただいたご意見を基本に、計画案を修正した点について記載しています。修正は主に、概要版の表現や言い回しをわかりやすくするというご意見に基づき行いました。計画の内容や趣旨について大きく修正した部分はありません。

資料１－４は概要版です。資料１－３の修正をした最新版になります。

資料１－５では、条例の施行後、令和７年度に取り組む内容について、現在予定している案をお示ししています。取り組みの一例として、こども・若者の施策への反映のために登録制の「こども・若者モニター会議」の設置等を検討しています。

資料の説明は以上です。

続いて、第２期こども・若者未来計画（案）に関する資料の説明をいたします。

第２期こども・若者未来計画については、パブリックコメントを令和６年１２月１７日より令和７年１月１７日まで実施いたしました。その結果209名の方から255件のご意見をいただきました。

条例案とともに、パブリックコメントや市議会からのご意見に対する市の検討結果等についてまとめましたが、255件という多くのご意見をいただきましたので、まとめ方を少し変えています。

資料２－１は、いただいたご意見を計画体系ごとに整理した表になります。255件のうち、抜粋したご意見を整理し、記載しています。

資料２－２は、パブリックコメント255件すべてのご意見についての市の検討結果を記載しています。資料２－２から抜粋したものが資料２－１ということです。255件の中には、こども・若者参加条例に関するご意見もありましたので、これらは条例へのご意見ということで、未来計画（案）に対するご意見として取り扱います。その点がわかるように、備考欄に星印をつけています。また、条例案と同様に、29歳までのこども・若者のご意見と、30歳以上の方からのご意見を区別できるように、区分欄を設けました。

資料２－３は、市議会からいただいたご意見と、それに対する市の検討結果をまとめたものです。

資料２－４および資料２－４の別添資料１－２は、修正対比表になります。いただいたご意見をもとに、計画（案）を修正した点を記載しています。修正内容は、主に表現や言い回しをわかりやすくしており、計画の内容について大きく変えた部分はありません。

資料２－５は、12月に実施した、こども・若者ミーティングの概要について記載しています。ミーティングは、オンラインと3つの会場で実施し、30名の方の参加がありました。5つのテーマを設定し、グループワーク等を行いました。ご意見と検討結果をまとめております。

資料説明は以上です。

なお、今回の第２期こども・若者未来計画では、市立幼稚園と市立保育所の一体化に関する方針を記載しております。その中で、多田地区においては、多田幼稚園と多田保育所を一体化した（仮称）多田こども園について、多田保育所の敷地に建て替えを行う方針を示しております。したがって、多田保育

所の仮設園舎が必要になりますが、仮設園舎の場所は計画の中には記載しておりません。ただ、現時点で仮設園舎の場所は概ね決定しておりますので、この場でご報告をさせていただきます。県営川西東多田団地内の児童遊園を借用するということで合意しております。住所でいいますと、多田桜木1丁目で、もう少し詳しく申しますと、ベルコの国道を挟んだ向かい側、イズミヤの駐車場の南側の児童遊園です。そこをお借りする形になります。仮設園舎の予定期間は、令和8年度の中頃から令和10年3月末頃までを予定しております。

説明は以上になります。

(会長)

ありがとうございます。いろいろなご意見をいただいた結果について、分析、検討していただいた内容についてご説明いただきました。ご意見、ご感想があればお願いいたします。

(委員)

資料を事前にご送付いただき、ありがとうございました。自分なりに下線を引きながら、すべて読みました。例えば、資料1-1に、55人の方からの意見が出ていますとあり、関心の高さを感じました。6ページの27番のご意見等は、下線を引きました。せっかく素晴らしい条例をつくったので、評価、検証をきっちり行い、実のあるものにしていただきたいと思います。

資料2-1に、内訳を書いていたことは大変よかったとおもいます。こども・若者が163件、30歳以上が92件ということで、その29歳以下の方がこれほど関心をもってご意見を書いていたというのは、大変うれしく思いました。その中にはいろいろなご意見があり、本当にこどものご意見なのかと思えるものもありましたし、30歳以上の方からのご意見も世代間によっていろいろなご意見があるということもわかりました。本当に素晴らしい条例をつくるためには、見直しをしていく際に、市民のご意見を踏まえて取りまとめていただいたことは、わかりやすく、ありがたいことでした。ありがとうございました。

(会長)

条例をつくっていただき、それを実効あるものにして、さらにこどもたちの権利について擁護していただけるとよいと思います。特に、今回、こどもの声を聞くということになっておりますので、誰の声を、どのようにして聞くのかということを、検討しながら取り組んでいただけたらよいと思います。

他にご意見等はございませんか。

(委員)

私は、資料のすべてを読んでおりませんが、総じて、1番から48番はこども・若者のご意見ということで、公表することは当然だと思います。49番から以降は30歳以上の方の意見ということで、細かいご意見もありましたが、総じてこの結果を受けて、それをどのように周知していくかがポイントになると思います。1つ1つの要望に対応するというよりも、このような結果が出た、このようなご意見があったことを広報などで広めていく必要があると思います。それによって、次年度のいろいろな会議の引き継ぎができると思います。結果はこれだけではないと思いますので、そのようなものも含めて、計画案としてまとめていただきたいと思います。

(事務局)

条例施行後の取り組みについて、広報も含め、令和7年度の取り組み内容をまとめております。情報周知という意味では、2番のところに「周知と啓発」とありますように、例えば、イベント開催周知のための連動について検討し、そのイベントについても、こどもの皆さんに計画段階から入っていただいで考えるというような取り組みを考えています。

(会長)

ありがとうございました。

他にご意見等はございませんか。

(委員)

形になってきており、素敵だと思います。概要版は、「意見を言えます」「伝えることができます」「意見をきくことができます」と、こどもたちに伝えるのであれば、具体的にどこにアクセスしたらよいのか、アウトプットしたときに、どこでキャッチしてもらえるのかを明記して、しっかりとした形でまとめられるとよいと思います。すでにお考えかと思いますが、よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

他にご意見等はございませんか。

(委員)

前回欠席しましたので、詳しいことはわかりませんし、すべての資料に目を通しておりませんが、意見を申し上げます。パブリックコメントの量が多いということは、市民のみなさん関心が高いということで、うれしく思います。それをしっかりと踏まえて修正を加えていただき、よいものができあがってきており、参加している者としてうれしく思います。

1点思うことは、いろいろな意見を言えるこどもたちばかりではないということです。いろいろなこどもがいますが、本当に小さなこどもでも、自分の意見を持ち、誰かに発信したいと考えているこどももいます。つぶやき、独り言の中にもとても重要なことが含まれていると感じています。そのような小さなことも拾えるような施策ができるとよいと思います。

概要版は、最終的にはこの色合いになるのでしょうか。データでは、もう少しはっきりとした色合いですが、そのように仕上がるということですか。

(事務局)

少し色合いが変わるかもしれませんが、基本的にはこの色合いになる予定です。ただ、印刷の具合によって、データの色合いとは若干異なるかもしれません。

(委員)

私自身、目がわるくなっているのかもしれませんが、白抜き文字が見にくいと感じます。見やすさということも追及していただけるとよいと思います。

(会長)

ありがとうございます。委員からは、こどものつぶやきの中にあるものを大切にという、大変よいお話をいただきました。こどもに関わる専門職の方や、学校の関係者、こどもの身近におられる方々に、もう一度この条例を基に研修をしていただきたいと思います。こどものつぶやきが聞こえるところにおられる方々に、しっかりと条例の意義や意味を理解していただき、培っていただく必要があると思いますので、ご検討よろしくをお願いいたします。

他にご意見等はございませんか。オンライン参加の委員の方々、いかがですか。

(委員)

たくさん意見をいただき、とても丁寧にまとめていただき感謝しています。1点、個人的な意見を申し上げます。私の子どもは学童保育が大好きなので、来年度も通いたいと考えておりましたが、入れませんでした。私は個人的に未来会議に参加させていただいており、来年度の学童保育は全員入れるという試算だとお聞きして安心していたので、がっかりしました。他にも希望者が多かったということだと思いますが、個人的には残念で、困惑しています。

中学校の地域クラブ移行について、他の保護者の方とお話していると、大変急な話だという意見を聞きます。移行期間も大変短く、部活をやりたいけれども強制的になくなってしまうという印象を受け、残念です。市に意見を言うつもりだという話も聞いたのですが、それに関してこどもたちの意見はどうだったのか、きちんと検証されたのかが市民に展開されていないと感じます。「こどもたちからこのような意見を聞き、このような議論をした」という経緯も伝えていただけるとよいと思います。

(会長)

ありがとうございます。学童保育については、多くのニーズがあり大変な状況だと思います。部活動に関しても、こどもたちの意見を聞くことと、きちんとした説明、内容の開示が求められると思います。事務局には、ご検討をよろしくお願いいたします。

他にご意見等はございませんか。

(委員)

感想を申し上げます。いくつかの自治体のこども計画に関わっていますが、これほど多様なご意見がでる自治体はめずらしいと思います。川西市の子育てに関する意識の高さを感じます。

条例に関して、気になったことを申し上げます。このような条例がでると、応募者に対するメッセージのほうに話が進んでしまう場合があります。「保護者はこうあるべき」ということを示す条例ではありませんので、何かを押し付けるようなものをつくってしまうことがないようにする必要があります。条例の根本に、常に戻って進めるようにしていただけると、ありがたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。つい、大人の枠組みで考えてしまったり、大人に意識を向けてしまったりしますが、ここでは転換をしていく必要があると思います。

他にご意見等はございませんか。

(委員)

資料１－４の概要版は、条例制定前のディスカッションの資料として使用するという理解でよろしいですか。資料１の取り組みの中で、この資料を用いて議論する場合があるのでしょうか。

（事務局）

概要版は、条例本体をわかりやすくするためのものだとは認識しております。いろいろなところで発表ができると思っております。周知啓発したり、活用したりしたいと考えております。具体的な活用場所については、資料１－５に、さまざまな取り組み内容をお示ししております。例えば、周知啓発をいくつか挙げております。３番のこども・若者意見聴取の中でも、これが一番わかりやすい資料だと思います。こども・若者の皆さんにわかっていただくことが一番大事ですので、そのような目的でつくっている部分もあります。

（藤井委員）

資料１－４は量が多い、一定年齢以上の方には理解できるかと思いますが、理解できない方には、よりわかりやすい資料があるとよいかもしれません。

（会長）

ありがとうございました。

他にご意見等はございませんか。

（委員）

ご意見を聞きながら、資料１を見ていましたが、障がい者に当たる人は、車いすと杖の人になっています。赤色で白の十字のヘルプマークというものが知的の障がいのマークとして、カバンにつけていることがあります。それを見ると、障がいがあるということがわかります。障がいが身体に偏らないとよいと思い、意見を申し上げました。

（会長）

ありがとうございました。ヘルプマークやマタニティマーク等、いろいろな種類のマークがありますので、そのようなものも反映していただけたらよいというご意見だと思います。

（委員）

このパブリックコメントを受けて、関心の高さを感じました。私もパブリックコメントに投稿させていただいていますが、200を超えるというのは、北部のまちづくりのことやこども・若者参加条例に、本当に多くの方が関心をもたれた結果だと思います。パブリックコメントに一通り目を通しましたが、印象に残ったご意見は、８ページのところに重要な意見があって、主権者教育というものは非常に大事だと思います。本市では、以前、こども議会というものを行っていたと思います。この概要版の参加表明の一番後ろの７ページで、今後、こども・若者委員を選ぶとか、こどもの意見表明、参加する場が設けられていくのだという印象を受けましたが、そのようなところに紐付けて、意見表明できるようなシステムをつくっていただきたいと思います。条例をつくっただけではなく、表明することによってアウトプットすることが重要だと思います。

ヒアリング等については、主体的に参加できないこどもはどうすればよいのかというご意見がありま

した。例えば、障がい等があっても意見表明ができるというところを、市として落とし込めるとよいと思います。

(事務局)

ご意見を伝えにくい方のご意見をどのようにしていただくのかということで、市として大きな課題だと考えております。資料1－5の一番下に、3点ほど挙げていますが、これはあくまでも現時点の課題ということで、これらの取り組みも踏まえて、今後、しっかりと検討していきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。

他にご意見等はございませんか。

では、先に進みます。

② こども誰でも通園制度の制度化、本格実施について

(委員長)

こども誰でも通園制度の制度化本格実施について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3をご覧ください。こども家庭庁からの資料です。上の段では、誰でも通園制度化本格実施に向けた段階に入っているということで、保育園はすべてのこどもの育ちを応援し、すべての子育て家庭に対する支援を強化するということです。

下の段では、令和8年度からの本格実施に向けた検討の方向性とあるように、全国的に令和8年度からこの制度を実施するということが決定しているということです。この制度の詳細については、3ページ目の60ページに記載があります。制度の概要が記載されています。事業の目的は、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度であると明記されています。ポイントは、「就労条件を問わず」ということです。現状では、保育所等を利用する場合には就労要件というものがあり、働いていないと利用することは難しくなっています。こども誰でも通園制度は、就労要件を問わず、誰でも利用できる制度です。

対象児童については6か月から満3歳未満の未就園児が対象児童ということです。実施している施設は、保育所や幼稚園、認定こども園等で、幅広いところが実施のスペースとして利用可能という制度設計になっています。

事業の目的のところに、「月一定時間ある」とありますが、具体的には、国が上限について10時間までという目安ということになっております。

以上がこどもたちの支援制度の概要です。本市においても、令和8年度から本格的に実施をする予定となっております。何ヶ所実施するのか、また制度の詳細については、令和7年度中に検討することになっており、改めてこの未来会議の中でご協議をお願いしたいと考えております。本日は制度の概要についてご報告をさせていただきました。

(会長)

ありがとうございました。令和7年度にあり方について検討し、令和8年度からの本格実施に向けて、国でも議論し、取りまとめをされているということですが、ご質問等があればお願いいたします。

(委員)

令和7年度に検討ということですが、市では、今のところ、どのようなイメージをお持ちですか。

(事務局)

設備の運営基準については、すでに国で決定していますので、それを基に、本市においてどのようにしていくのかという具体的な検討をしていく必要があると考えております。すでに市立の保育所や幼稚園等、また民間の園の施設長には、同じような資料を配布して、取り組みの説明をしています。

この制度は、0歳6ヶ月から3歳未満で保育所等に通っておらず、家庭で保育されているこどもたちが利用できる制度です。本日ご報告した第2期のこども・若者未来計画の中でも、この制度の利用見込みを対応しています。現在、0歳児の2割ほどが保育所を利用されていますので、残りの8割の方が対象児童になります。1歳児、2歳児であれば、5割ほどが保育所を利用されていますので、残りの5割弱の方が対象児童になります。以前実施した子育てアンケートの中で、誰でも通園制度とは言っていませんが、同じような制度の利用希望をお聞きしていますので、その希望率も踏まえ、ある程度どれぐらい利用されるのかを調べ、体制を整えていきたいと考えております。基本的には、市内にある60施設の方に、この制度をご検討いただくことが必要ですので、今年度は、まず声掛けを行い、どれぐらいの量が確保できるのかを調べたいと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。

実施施設の中には児童発達支援センターもありますし、医療的ケア児の加算もついている状況ですので、支援が必要なこどもたちがどのように利用できるのか、大きな関心があります。こどもの状態とご家庭での教育や保育、あるいはその医療的なケアに関して、ご家庭のご負担を軽減できるような支援をしていただけたらよいと思います。ただ、国の基準では、上限が月に10時間ですし、どのようなこどもが対象になるのかということもありますので、ぜひ令和7年度中に、しっかりと研究していただき、取り組んでいけるとよいと思います。

他にご意見等はございませんか。

(委員)

この制度については、前回か前々回の未来会議の少し前にマスコミ発表があり、私自身がこの場で質問させていただきました。そのときは、まだ制度の内容がよくわからないということでした。今回、この資料を見て、「川西市もやります」という感じで手を挙げておられることは、大変頼もしいことだと思います。

ただ、皆さんも言われるように、現在、待機児童とか、0歳児の空きがないという状況の中で、無理をして、施設に摩擦が生じるような運用だけはやめていただきたいと思います。市として手を挙げた以上、実績を上げなければいけませんが、本当に無理のない範囲で、現在利用しているこどもたちが窮屈な思いをしないように、この制度を運用していただきたいと思います。よい結果が生まれるようにして

いただきたいと、市民として切に願うところです。川西市は、子育てに力を入れておられますので、大きな期待をしております。

(会長)

ありがとうございました。現在、保育の人材不足という課題もありますので、それぞれの園で現場の声も十分聞いていただき、みんなにとってよいしくみにしていただけるとよいと思います。よろしくお願いいたします。

他にご意見等はございませんか。

(委員)

この誰でも通園制度については、以前、こども家庭庁からのお話を聞いたことがあります。これまでの一時あずかり制度というものは、親のレスパイトの意味合いが強いですが、この誰でも通園制度は、誰でも利用できるということで、こどもたちの育ちに関して、すべてのこどもに目が届くように、という意味合いだとお聞きしました。川西市で実施するにあたっては、ただ預かるだけではなく、そこで何か発達的なことや親子関係のこと等、気になることがあれば、それを市と連携して整えていただけるのであれば、この制度がより生きてくると思います。

神戸市で先駆けて、モデル事業に取り組んでおられる小規模保育園の園長先生からお話をお聞きした中では、経費的な面でかなりきついということでした。でも、そのための雇用で潜在している保育士で、「これぐらいなら働ける」という方を掘り起こせたということも聞いております。もう1点は、小規模保育園なので、1つのスペースに、在園児と単発のこどもがいるということで、例年より在園児の落ち着きがないという話も聞いています。先がけて実施をしているところの意見も踏まえながら、制度を組み立てていただけたらよいと思います。

(会長)

ありがとうございました。月に10時間というと、例えば、体操教室に通うようなイメージだと思います。1時間を月10回とか2時間を5回という感じで、そのような時間の中で、こどものために何を考えて、どのように取り組むかということがとても大事だと思います。そのようなことも、ご検討ください。

他にご意見等はございませんか。

(委員)

受け入れ先の保育園に関わる立場から発言いたします。かなり厳しい状況の中で、とてもよい話だと思いつつも、この制度を受け入れることは、非常に厳しいと思っております。人的、財政的なこと、あるいは、そのこどもの10時間に対して、どのような関わりをしていったらよいのかということが難しいと感じます。受け入れるとすれば、やはり園だけでは無理で、国がお金を出すということが必要かもしれません。それだけではなく、市と行政がうまく噛み合いながら進めていかないと、結局、一時的なお預かりになってしまい、教育や保育、親のサポートというようなことは十分ではない状態になるような恐れがあります。

自分の園が受け入れたときに、部屋の問題や、人的に1人のこどもにどのように関わっていくかということを見ると、煩雑になる可能性があります。また在園のこどもたちと区別してしまう可能性もあります。物理的な施設の問題以外、そのようなことについて、しっかりと準備をする必要があると思います。

ます。

令和8年度から実施するのであれば、もう決めないといけないと思います。調整しながら進めていくことが大切だと思います。

(委員)

誰でも通園制度については、いろいろなご意見がある制度だと感じています。こどもを家から出す親の立場からすると、仕事上やむを得ないという事情があるので、保育園では朝7時から預かっていただきました。それがこどもにとってどうなのかは、また別の話になると思います。誰でも通園制度をつくることは大事なことです、同時に会社や社会への働きかけも忘れてはいけないと、常に思っています。現場の方も早くから来られることになると思いますので、こどもたちが事故なく、機嫌よく、学校に入学するまでの時間を過ごすためには、大変な工夫が必要だと思います。現場の声も聞きながら進めていただきたいと思います。親の都合と、園側の話、双方とも聞きながら進めていなければいけない事業だと、他の自治体での話も含めて感じています。

(会長)

的確なご意見、ありがとうございました。令和7年度に研究を行い、令和8年度の実施に向けて動いていくということです。現場の方々のご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

(委員)

基本的なことをご質問いたします。本制度で市民が他市の施設を利用できるのでしょうか。

(事務局)

令和8年度からの本格実施にあたっては、他市の施設も利用が可能です。想定されることとしては、里帰りをしたときに、里帰り先の施設を利用するというような場合です。もしくは、市境にお住まいの方が、隣の市の施設を利用するような場合です。制度としては、どこの施設も利用は可能です。ただし、基本的には定期利用を想定していますので、一番行きやすい施設を、月10時間の範囲内で利用するということです。例えば、1年間、同じ施設に通うことで、こどもの成長を保護者と担当保育士でみるというイメージだと思います。

(会長)

ありがとうございました。

では、先に進みます。

(2) 協議事項

③ 令和7年度就学前教育・保育施設の利用定員について

(会長)

令和7年度就学前教育・保育施設の利用定員については、子ども・子育て支援法上、審議会の意見を聞く必要があります。協議事項ではありますが、これまでの事項に関する報告の要素が強いものです。事務局からご説明をいただき、ご意見等いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

資料4をご覧ください。昨年度、公募して、来年度開設する民間保育施設について、利用定員が設定されておりますので、ご協議をお願いします。

1つ目は、川西南中学校区の幼保連携型認定こども園「川西仏光こども園」です。こちらの設定定員は、1号が9名、2号48名、3号36名です。

2つ目は、川西中学校区の保育所「トレジャーキッズかわにし保育所」です。こちらの設定定員ですが、保育所ですので1号は設定がなく、2号が35人、3号24人です。

よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。利用定員について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(委員)

仏光こども園は93人ということで、大変大きな施設だと思いますが、具体的に、どの辺りに建つ施設でしょうか。市民として知っておきたいと思います。

(事務局)

仏光こども園の場所ですが、住所は久代です。「きんのぶた」という店の裏側です。

トレジャーキッズかわにし保育所の住所は、丸の内町です。川西北コミュニティ会館の北側、バス停の辺りです。

(会長)

ありがとうございました。

他にご意見等はございませんか。

では、先に進みます。

④ 北部地域のまちづくりにおける就学前教育保育施設の整備について

(会長)

北部地域のまちづくりにおける就学前教育保育施設の整備について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料5をご覧ください。川西市の北部地域のまちづくり方針に基づく整備基本構想です。北部地域の方々が住み慣れた場所で、将来にわたって快適に過ごせるよう、この地域に求められる機能を整理するとともに、今後の方向性を示すために、北部地域のまちづくり方針をつくるということで、昨年度から検討を進めております。令和6年3月に、まちづくり方針を策定しております。資料5は、まちづくり方針の整備の基本構想というものをまとめたものになります。令和6年12月24日から令和7年1月23日までパブリックコメントを実施し、市民の皆さまのご意見を伺った上で、今後取り組みを進めていくということになります。

具体的には、北部の地域を4つの活用エリアに分け、それぞれ施設の跡地などを活用し、各エリアに

求められる機能を配置していく計画になっております。その中で、エリア1は「消防署周辺」ということで、「こども・若者ゾーン」と位置づけ、すべての保護者の子育てを支援するとともに、遊びを通じてこどもの成長を育むほか、多様な学びの場（居場所）を提供するなど、「北部ワクワクこども支援拠点」として整備します。このエリアについては、こども子育ての拠点とする計画を進めているところです。具体的なエリア1の詳細については、次ページをご覧ください。エリア1では、現在、休園中の東谷幼稚園が、3月の市議会で閉園することが決まりましたので、その後の土地の活用を検討しています。記載の通り、7つの機能について配置することを検討しております。その中には、「こども誰でも通園制度」も含まれております。

また、1番に小規模保育がありますが、現時点では0歳から2歳児を対象とした保育施設をこちらに整備するという計画を整備しています。ただ、この点については、地元の方等から要望があり、3歳以上を対象とした保育施設としてほしいというご意見がありました。今後、これらのご意見を踏まえ、0から2歳児だけではなく、3歳以上も対象とした保育施設を配置することも検討したいと考えております。

（会長）

ありがとうございました。ご意見、ご質問があればお願いいたします。

（委員）

基本的な質問をいたします。北部の地域に北部セオリアができると書いてありますが、基本的なところは変わらないという理解でよろしいですか。また、どのような機能が求められているのか、お聞かせください。

（事務局）

機能については、まずはここに書かれている通り、学びの場の1つとして、社会的自立に向けるということで、基本的なところは変わりございません。ただ、今後、そこにどのような意味づけをするのかということについては、検討してまいりたいと思っております。

（会長）

ありがとうございました。

（委員）

資料の2枚目に、「こども・若者ゾーン」と書いてありますが、コンセプトは、「わくわくこども支援拠点」となっています。確かに、子育てする親も若者かもしれませんが、いわゆる若者支援の部分がどこに行ってしまったのかと思います。お考えのことがあればお聞きしたいと思います。

もう1点、気になることを申し上げます。エリアを分けて充実させていくことは重要だと思いますが、例えば、エリアの1とエリアの2で、障がいのある方をみた場合、障がい児はこども・若者ゾーンですが、大人になったらエリアの2になります。横のつながりや連携が、エリアを分けたことによって分断されることはないのでしょうか。基本的なことだと思いますが、気になりました。

小規模保育についても、3歳から5歳もニーズがあるというお話でしたが、来年度からこども家庭庁から、3歳から5歳の小規模保育もつくるかもしれないという話が出ていますので、その辺りも含めて

検討されるとよいと思います。

以上、3点について、ご質問いたしました。

(事務局)

1点目の若者に関する取り組みについては、ご指摘のように少ないと思います。まちづくりに関するタウンミーティングのときにも同じようなご指摘を受けました。これから、それを踏まえて具体的な検討をすることになりますが、幼稚園と同じエリアに公民館がありますので、そのような場所を活用して、若者の居場所となるようなものを検討していきたいと考えております。

2点目のエリアについては、エリア1から順番に分けていますが、エリアとは今ある公共施設を中心に、その再編というような考え方で、ある程度特定したものです。それも含めて北部全体として、北部住民の皆さまが利用できるということが大前提です。

3点目の小規模保育については、川西市では、1歳児、2歳児の待機児童は4月1日現在では0ですが、入所保留児というものがあります。そのようなことも踏まえて、1歳児、2歳児の保育ができる小規模施設については、しっかりと取り組んでいくことが大前提になります。ですから、0歳児から1歳児の保育をしっかりと行った上で、さらに3歳児から5歳児の保育についても、事業者が参入できるような条件を考えていきたいと思います。どちらかという、小規模保育をしていき、それに加えて3歳児から5歳児の取り組みを加えていくということになります。したがって、今すぐ、3歳児から5歳児だけをここで行うという考えはありません。

(会長)

ありがとうございました。委員は、そのこの拠点の間で分断されないかというご懸念をお持ちだと思います。確かに、最近、そのような多機能化された拠点を中核施設として置き、そこを拠点に次々と枝葉が伸びていくような形で、連携を図り、人材やしくみを充実していくことも必要になってくると思います。そのような点もご研究いただきたいと思います。

他にご意見等はございませんか。

(委員)

こども・若者の支援拠点で、全体でどれくらいこどもたちを受け入れるのでしょうか。想定があれば教えていただきたいと思います。小規模保育、こども誰でも通園制度もありますので、セオリアもできるということで、各種どれぐらいのこどもたちが、北部の北消防署周辺に集まっているのか、現時点でわかる範囲で結構ですので、市で想定されているのか、教えていただきたいと思います。

(事務局)

具体的な数字はお伝えできないのですが、今後、具体的な検討を進めていきます。ただ、小規模保育については、定員が19名以内ですので、もし実施する場合は、最大で19人ということになります。

こども誰でも通園制度については、同じ幼稚園跡地を活用して、可能な範囲でスペースを活用して続けていくということになります。まだ人数はわかりませんが、一部に利用できる人数は、通常の保育では、0歳なら保育士1人に3人、1歳、2歳なら保育士1人に6人までです。国が示す基準が上限になりますので、保育士を何名配置できるか、また、面積基準を満たした上で受け入れるということで、一度に多くのこどもたちを受け入れるという意味ではないと思います。

質問にはありませんでしたが、地域子育て支援という項目もあり、いろいろなことで基本構造を変えている中で、国が示す、子育て支援拠点事業の基準は、親子10組程度が利用できるというものです。これも1つの参考になるかと思います。特に登記簿等ではなく、地域の未就学の子どもと保護者が広く利用できる制度ですので、たくさん利用していただきたいと考えております。

(事務局)

セオリアについては、「今年度、どのような場所ができれば使ってみたいか」というアンケートを、児童、生徒、保護者に実施したところ、15名程度が利用したいという回答がありましたので、現時点では15名程度の利用を見込んでおります。

(会長)

よろしいですか。

他にご意見等はございませんか。

(委員)

気になったことは、北部の東谷地域や牧の台地域で人が増えてくるということで、学童の利用希望が増えてくると思います。そのような流入についての算出はできると思いますので、公立を増やすというような方向性は検討されていますか。

(事務局)

学童の見込みについては、牧の台地域では増えていくと想定しております。ただ、育成クラブ自体が、新たな居場所づくり等を進めておりますので、簡単に育成クラブを拡大することは難しい状況です。今後、そのようにしていくのか、今回の新しい事業の状況をみながら、検討するということになります。

(委員)

ありがとうございます。ぜひ、学童に頼らない放課後の居場所事業という形のものを、まちづくりの方針に入れることができるとよいと思います。今後は、学童ありきという考え方から離れていく必要があるかもしれませんので、ぜひ、ご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。このこども・若者ゾーンのエリアには、学校はどのくらいあるのでしょうか。近くに県立高校とかあるのでしょうか。ぜひ、高校生ぐらいの若者にも、このようなゾーンに何らかの形で体験的に関わっていただけるとよいと思います。最終的に、保育や教育をめざす若者が増えるとうよいと思います。

(事務局)

高校としては2校あります。

(委員長)

他にご意見等はございませんか。

(委員)

北部のまちづくりの構想に関して、あまり詳しくありませんが、人口が減少していく流れの中で、コンパクトシティという考え方から、水道管の補修等もある程度集約していかなければならないという流れになると思います。川西市においても人口が減るところと、そこに集約するということをつくることは必要になってくると思います。そこに住んでいる方が過ごしやすと感じることが大切ですが、川西の里山や黒川の方等はたいへんよい取り組みをされています。自然と共存しつつ、まとめるところはまとめて、続いていくとよいと考えております。

(委員)

ありがとうございました。どこの自治体でも、人口が少し減ってきている中で、買い物難民等の課題も出てきています。大阪の南の方でも、そのようなエリアが出てきており、「コンパクトシティ」と言われると、自分たちの地域はどうなるのかという不安がでてきます。住民の方ともしっかりとコミュニケーションをとり、よりよいまちづくりをしていただけるとよいと思います。

(会長)

他にご意見等はございませんか。

(委員)

北部の話が挙がっておりますが、川西市全体を見たときに、今後どのような形にするのか、青写真等があればお示しいただきたいと思います。例えば、くりはら幼稚園と川口南保育園を一体化するとか、あるいは、資料に、地域で3月にタウンミーティングを実施するとありますので、南だけではなく、全体的に管理費をどのようにして管理するのかというようなことについて、お考えがあればお聞かせください。

(委員長)

ありがとうございました。令和6年度から、川西市第6次総合計画がたてられていたと思いますが、事務局、いかがですか。

(事務局)

ご指摘の久代地域、多田地域のタウンミーティングに関しては、私どもが進めている、就学前の教育保育施設のあり方というところで、久代地域の久代幼稚園と川西南保育所を一体化する方針、また、多田幼稚園と多田保育所を一体化し多田こども園の整備に向けた内容に関して、タウンミーティングをするということです。

一方で、北部地域のまちづくり方針というものは、就学前の支援策に限らず、大きな、まさに北部地域のまちづくりとして、高齢者の政策や障がい者の施策、こども・若者施策等すべてを包含したようなまちづくりを、北部エリアでどのような構想を描いて進めていくのかということです。これは、第6次総合計画というような市の計画に基づいています。

(委員)

ありがとうございました。

他にご意見等はございませんか。

委員の皆様方から何もなければ、事務局にお返ししようと思いますが、よろしいでしょうか。長時間にわたりありがとうございます。それでは、事務局にお返しします。よろしくお願いします。

(事務局)

委員の皆様、様々なご意見、ご協議賜りまして誠にありがとうございます。

3. その他

(事務局) その他何かありますでしょうか。ないようでしたら以上で本日の会議を終了いたします。

4. 閉会